

(公財) 小山育英会奨学生推薦収入基準表 (令和7年度)

以下の方法により算出した所得金額から特別控除額(「3. 特別控除額表」の該当する項目をすべて合計した金額)を差し引いた額が「1. 収入基準額表」以下であれば、対象となります。

$$\boxed{\text{認定所得金額}} = \boxed{\text{所得金額(父母の所得金額合計)}} - \boxed{\text{特別控除額}} \leq \boxed{\text{収入基準額}}$$

<p>○所得金額の算出方法</p> <p>(ア) 給与所得の場合</p> <p>①家計支持者双方が給与所得の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入金額が多い方 「《A》給与所得金額早見表」で求めた所得金額。 ・収入金額が少ない方 「《B》給与所得金額早見表」で求めた所得金額。 <p>②家計支持者のうち1人だけ給与所得の場合及び家計支持者が1人の場合 「《A》給与所得金額早見表」で求めた所得金額。</p> <p>(イ) 給与所得以外の所得の場合 所得証明書における所得金額。 ※家計支持者が2人いる場合は、合計した額が所得金額となります。</p>
--

1. 収入基準額表

① 高等学校奨学生
(高等専門学校含む。)

区 分		基 準 額
世帯人員	1 人	1 0 3 万円
	2 人	1 6 5 万円
	3 人	1 9 0 万円
	4 人	2 0 6 万円
	5 人	2 2 1 万円
	6 人	2 3 4 万円
	7 人	2 4 6 万円

② 大学奨学生
(短期大学含む。)

区 分		基 準 額
世帯人員	1 人	1 3 9 万円
	2 人	1 9 8 万円
	3 人	2 1 2 万円
	4 人	2 2 9 万円
	5 人	2 3 9 万円
	6 人	2 5 0 万円
	7 人	2 6 2 万円

※ 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに高等学校で11万円、大学で12万円それぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

2. 給与所得の場合における控除額

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には（A）の給与所得算定式を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額については（B）の給与所得算定式を適用します。また、父母の一方のみが給与所得者の場合は、（A）を適用します。

（A）給与所得算定式【計算結果は《A》給与所得金額早見表のとおりです。】

年 間 収 入 金 額	控 除 額
400万円以下 (ただし、収入金額が 268万円未満の控除額は収入金額と同額)	年間収入金額× 0.2+ 214万円
400万円を超え 781万円以下	年間収入金額× 0.3+ 174万円
781万円を超える場合	408万円

（B）給与所得算定式【計算結果は《B》給与所得金額早見表のとおりです。】

年 間 収 入 金 額	控 除 額
65万円以下	年間収入金額と同額
65万円を超え 180万円以下 (ただし、控除額が 65万円未満の場合は 65万円)	年間収入金額× 0.4
180万円を超え 360万円以下	年間収入金額× 0.3 + 18万円
360万円を超え 660万円以下	年間収入金額× 0.2 + 54万円
660万円を超え1,000万円以下	年間収入金額× 0.1 +120万円
1,000万円を超え1,500万円以下の場合	年間収入金額× 0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

3. 特別控除額表

区分	特別控除額					
世帯を対象とする控除	① 母子・父子世帯であること。	99万円				
	② 就学者のいる世帯であること。 〔児童・生徒・学生1人〕につき	小学校		31万円		
		中学校		46万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
		高等専門学校	国・公立	1～3年次学生	39万円	69万円
				4・5年次学生	43万円	72万円
			私立	1～3年次学生	88万円	118万円
				4・5年次学生	87万円	116万円
		大学	国・公立	74万円	121万円	
			私立	133万円	180万円	
		専修学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円
私立	88万円			118万円		
専門課程	国・公立		36万円	81万円		
	私立		102万円	147万円		
③ 障害者のいる世帯であること	障害者1人につき 99万円					
本人を対象とする控除	出願者本人が高等学校・高等専門学校に進学する場合		39万円			
	出願者本人が大学・短期大学に進学する場合		74万円			

- 備考
- 「② 就学者のいる世帯であること」による控除には出願者本人は含めない。
 - 控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
 - 子ども（就学者、就学前の子）が2人を超える世帯については、その超える人数に申込者本人に係る特別控除額（高等学校等に進学する場合は39万円、大学等に進学する場合は74万円）に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除することができる。